

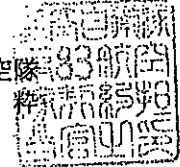
公告第20号

平成24年3月29日

公 告



契約担当官  
航空自衛隊第83航空隊  
会計隊長 半田 深 耕



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

## 記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
  - (1) 品名(件名) 水質検査11回以下4品目
  - (2) 履行期間 平成24年4月13日 ～ 平成25年3月29日
  - (3) 履行場所 契約相手方指定場所
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成24年4月13日 13時30分
5. 参加資格
  - (1) 全省庁統一資格「役務の提供等」D級以上の資格を有する者
  - (2) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法
 

入札者は、課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の105分の100に相当する単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額を入札書に記載すること。

また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
  - (1) 入札説明会 無
  - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡すること。
  - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
  - (4) 消費税及び地方消費税(消費税及び地方消費税相当分を含む)は、請求金額が確定した段階で当該金額の5%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 西山 まで。

電話番号 098-857-1191 内線3532・3533

航空自衛隊那覇基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	水質検査	那基LPS-23-343	
		承認	平成24年3月21日
		作成	平成24年3月21日
		改正	
		作成部隊等名	第83航空隊
<p>1 件名 水質検査</p> <p>2 履行場所 契約相手方指定場所</p> <p>3 役務の内容 水道法第20条に基づく水質検査（毎月検査）</p> <p>4 一般管理事項</p> <p>(1) 本役務は、本仕様書による他、水道法に基づき実施するものとする。</p> <p>(2) 本仕様書について疑義がある場合、又は仕様書で規定した以外の作業が生じた場合は、官側と協議するものとする。</p> <p>(3) 役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で期日までに提出するものとする。</p> <p>5 特記事項</p> <p>(1) 本役務は、水道法第20条第3項に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者が実施するものとする。</p> <p>(2) 基地内給水システムの末端2地点において官側が採水した検体を検査するものとする。</p> <p>(3) 採水日及び検査日程は監督官と協議し決定するものとする。</p> <p>(4) 契約相手方は、採水容器等を用意するものとし、採水日までに官側へ搬送するものとする。</p> <p>(5) 採水容器の搬送は契約相手方の負担とする。また、採水後の履行場所までの搬送も同様とする。</p> <p>(6) 検査項目及び検査頻度は別紙のとおりとする。</p> <p>(7) 検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）によるものとする。</p> <p>(8) 検査の結果、基準を超えた値が検出された場合は、直ちに監督官に報告するとともに、無償で再検査を実施するものとする。</p> <p>(9) 契約相手方は、水質検査結果書を提出するものとする。</p>			

別紙

## 毎月検査（10項目）

検査項目		実施 検査頻度	採水地点
1	一般細菌	月1回	基地内 2地点
2	大腸菌		
3	鉄及びその化合物		
4	塩化物イオン		
5	有機物（TOC）		
6	pH値		
7	味		
8	臭気		
9	色度		
10	濁度		

※全項目検査の月を除く

航空自衛隊那覇基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	水質検査	那基I.P.S-23-344	
		承認	平成24年3月21日
		作成	平成24年3月21日
		改正	
		作成部隊等名	第83航空隊
<p>1 件名 水質検査</p> <p>2 履行場所 契約相手方指定場所</p> <p>3 役務の内容 水道法第20条に基づく水質検査（総トリハロメタン検査）</p> <p>4 一般管理事項            (1) 本役務は、本仕様書による他、水道法に基づき実施するものとする。            (2) 本仕様書について疑義がある場合、又は仕様書で規定した以外の作業が生じた場合は、官側と協議するものとする。            (3) 役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で期日までに提出するものとする。</p> <p>5 特記事項            (1) 本役務は、水道法第20条第3項に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者が実施するものとする。            (2) 基地内給水システムの末端2地点において官側が採水した検体を検査するものとする。            (3) 採水日及び検査日程は監督官と協議し決定するものとする。            (4) 契約相手方は、採水容器等を用意するものとし、採水日までに官側へ搬送するものとする。            (5) 採水容器の搬送は契約相手方の負担とする。また、採水後の履行場所までの搬送も同様とする。            (6) 検査項目及び検査頻度は別紙のとおりとする。            (7) 検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）によるものとする。            (8) 検査の結果、基準を超えた値が検出された場合は、直ちに監督官に報告するとともに、無償で再検査を実施するものとする。            (9) 契約相手方は、水質検査結果書を提出するものとする。</p>			

別紙

## 総トリハロメタン検査（5項目）

検査項目		実施 検査頻度	採水 地点
1	クロロホルム	/	基地内 2地点
2	ジプロモクロロメタン		
3	総トリハロメタン		
4	プロモジクロロメタン		
5	プロモホルム		

※全項目検査の月を除く

航空自衛隊那覇基地仕様書				
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書	
	性質による分類		個別仕様書	
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	水質検査		那基LPS-23-345	
			承認	平成24年3月21日
			作成	平成24年3月21日
			改正	
			作成部隊等名	第83航空隊
<p>1 件名 水質検査</p> <p>2 履行場所 契約相手方指定場所</p> <p>3 役務の内容 水道法第20条に基づく水質検査（3ヶ月1回検査）</p> <p>4 一般管理事項            (1) 本役務は、本仕様書による他、水道法に基づき実施するものとする。            (2) 本仕様書について疑義がある場合、又は仕様書で規定した以外の作業が生じた場合は、官側と協議するものとする。            (3) 役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で期日までに提出するものとする。</p> <p>5 特記事項            (1) 本役務は、水道法第20条第3項に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者が実施するものとする。            (2) 基地内給水システムの末端2地点において官側が採水した検体を検査するものとする。            (3) 採水日及び検査日程は監督官と協議し決定するものとする。            (4) 契約相手方は、採水容器等を用意するものとし、採水日までに官側へ搬送するものとする。            (5) 採水容器の搬送は契約相手方の負担とする。また、採水後の履行場所までの搬送も同様とする。            (6) 検査項目及び検査頻度は別紙のとおりとする。            (7) 検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）によるものとする。            (8) 検査の結果、基準を超えた値が検出された場合は、直ちに監督官に報告するとともに、無償で再検査を実施するものとする。            (9) 契約相手方は、水質検査結果書を提出するものとする。</p>				

別紙.

## 3ヶ月1回検査(11項目)

項 目		実施 検査頻度	採水 地点
1	カドミウム及びその化合物	3ヶ月 1回	基地内 2地点
2	シアン化物イオン及び塩化シアン		
3	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン		
4	塩素酸		
5	クロロ酢酸		
6	ジクロロ酢酸		
7	臭素酸		
8	トリクロロ酢酸		
9	ホルムアルデヒド		
10	アルミニウム及びその化合物		
11	非イオン界面活性剤		

※全項目検査の月を除く

航空自衛隊那覇基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	水質検査	那基LPS-23-346	
		承認	平成24年3月21日
		作成	平成24年3月21日
		改正	
		作成部隊等名	第83航空隊
<p>1 件名 水質検査</p> <p>2 履行場所 契約相手方指定場所</p> <p>3 役務の内容 水道法第20条に基づく水質検査（全項目検査）</p> <p>4 一般管理事項            (1) 本役務は、本仕様書による他、水道法に基づき実施するものとする。            (2) 本仕様書について疑義がある場合、又は仕様書で規定した以外の作業が生じた場合は、官側と協議するものとする。            (3) 役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で期日までに提出するものとする。</p> <p>5 特記事項            (1) 本役務は、水道法第20条第3項に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者が実施するものとする。            (2) 基地内給水系統の末端2地点において官側が採水した検体を検査するものとする。            (3) 採水日及び検査日程は監督官と協議し決定するものとする。            (4) 契約相手方は、採水容器等を用意するものとし、採水日までに官側へ搬送するものとする。            (5) 採水容器の搬送は契約相手方の負担とする。また、採水後の履行場所までの搬送も同様とする。            (6) 検査項目及び検査頻度は別紙のとおりとする。            (7) 検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）によるものとする。            (8) 検査の結果、基準を超えた値が検出された場合は、直ちに監督官に報告するとともに、無償で再検査を実施するものとする。            (9) 契約相手方は、水質検査結果書を提出するものとする。</p>			



別紙

## 全項目検査 (50項目)

項 目		実施 検査頻度	採水 地点
1	一般細菌		基地内 2地点
2	大腸菌		
3	カドミウム及びその化合物		
4	水銀及びその化合物		
5	セレン及びその化合物		
6	鉛及びその化合物		
7	ヒ素及びその化合物		
8	六価クロム及びその化合物		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		
11	フッ素及びその化合物		
12	ホウ素及びその化合物		
13	四塩化炭素		
14	1, 4-ジオキサン		
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン		
16	ジクロロメタン		
17	テトラクロロエチレン		
18	トリクロロエチレン		
19	ベンゼン		
20	塩素酸		
21	クロロ酢酸		
22	クロロホルム		
23	ジクロロ酢酸		
24	ジブromokロロメタン		
25	臭素酸		
26	総トリハロメタン		
27	トリクロロ酢酸		
28	ブromोजクロロメタン		
29	ブromホルム		
30	ホルムアルデヒド		
31	亜鉛及びその化合物		
32	アルミニウム及びその化合物		
33	鉄及びその化合物		
34	銅及びその化合物		
35	ナトリウム及びその化合物		
36	マンガン及びその化合物		
37	塩化物イオン		
38	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		
39	蒸発残留物		
40	陰イオン界面活性剤		
41	ジェオスミン		
42	2-メチルイソボルネオール		
43	非イオン界面活性剤		
44	フェノール類		
45	有機物 (TOC)		
46	pH値		
47	味		
48	臭気		
49	色度		
50	濁度		